

高血圧、脂質異常症、糖尿病 で ご通院の方へ 生活習慣病管理料 2 への移行のお知らせ

2024 年診療報酬改定における厚生労働省の指針に従い、
個々に応じたより専門的・総合的な治療・管理を行うため
「特定疾患療養管理料」から「生活習慣病管理料Ⅱ」へ
移行いたします。詳細は下記の通りです。

生活習慣病管理料 2

■対象となる患者さん

高血圧、脂質異常症、糖尿病 いずれかが主病の方

■療養計画書

患者さん個々に応じた療養計画書を作成し、
サインをいただきます。(※初回のみ)

■生活習慣療養計画書の発行頻度

1～4 ヶ月に1回

■移行時期

2024 年6月1日(土)から